

Q & A①

【支給対象者について】

Q1: 中小事業者の定義は何ですか。

A: 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者等で、下表に定める法人等をいいます。

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5、000万円以下	50人以下
サービス業	5、000万円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

ただし、中小企業者等であっても、次の条件に該当する企業は大企業とみなして、支給の対象外となります。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
- (3) 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者等
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている中小企業者等

Q2: NPO法人や公益法人等は対象になりますか。

A: 今回の補助金に関しては、中小企業・小規模事業者のほかに、NPO法人、一般社団法人、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合が支給対象となります。

Q3: 個人事業主の定義は何ですか。

A: 原則、事業所得(卸売・小売・サービス業など)のある個人(税務署に開業届を提出し納税している個人等)を意味します。

Q4: 本社は尾道市内にありますが、尾道市外にも事業所がある場合、市外事業所もこの補助金の対象となりますか。

A: 市外事業所のLPガス使用分は対象となりません。

Q5: 事業所が尾道市内にありますが、本社は尾道市外にある場合、この補助金を受け取れますか。

A: 対象となります。具体的には、法人の場合、尾道市内の事業所にかかる法人市民税の確定申告書の写し等で尾道市内での事業所設置の事実が確認できること、個人事業主は確定申告書や開業届等に記載されている事業所の所在地が尾道市内にあることが条件です。
ただし、市外事業所のLPガス使用分は対象となりません。

【申請書類・添付資料、その他】

Q6: 1事業者で複数LPガスを契約している場合は、どのように申請すればよいですか

A: 1事業者当たり1回の申請となります。複数契約している場合は、支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)の別紙1「計算シート」に各契約ごとの使用量を記載してください。

Q7: 添付資料である検針票等を無くした場合はどうしたらよいですか。

A: 使用量がわかる書類であれば柔軟に対応いたしますので、商工課までご相談ください。
手元に何も無い場合は、ご契約されているLPガス販売事業者へ、検針票等の再発行や使用量がわかるものの作成についてご相談をお願いします。
※使用量がわかる書類としては、LPガス販売事業者がエクセル等で作成したもので構いませんが、LPガスである旨の表示と、契約者名、発行元のLPガス販売事業者が作成した書類であることが分かるようにしてください。(LPガス販売事業者名、連絡先を明示し、押印してもらうなど)。

Q & A②

Q8:「責任者氏名」とはだれを記入すればいいですか。

A:この補助金の申請・請求にかかる責任者の氏名を記入してください。請求書等を発行する部門の長などが想定されますが、役職に関わらず、発行するにあたり責任を有する方をいいます。
(例:経理部 尾道太郎、総務部 尾道花子 など)

Q9:責任者と担当者が同じ場合は、どのように記入すればよいですか。

A:「責任者」及び「担当者」欄にそれぞれ同じ人の氏名を、フルネームで記入してください。
「同上」「〃」は使用しないでください。

Q10:複数の施設を経営している場合は、どのような書類が必要ですか。

A:申請する事業者が、それぞれの施設を経営していることが確認できる資料が必要となります。
このとき、それぞれの施設名と経営している事業者(申請者)の名称及び所在地が確認できることが必要です。
さらにその施設においてLPガスを使用していること(ガス代の支払など)が確認できる資料等も必要です。
確認できる資料の例:履歴事項全部証明書、公的機関から許認可を受けた証明書類、公共料金の明細書、ホームページのスクリーンショット、営業許可証の写し など

Q11:LPガス使用量の単位が「 m^3 」でなく「kg」で記載されている場合は、どのように計算すればよいですか。

A:単位は「 m^3 」で計算することになりますが、「kg」で購入されている場合は、 $1\text{kg}=0.482\text{m}^3$ で換算して計算してください。(小数点第2位以下を四捨五入)
この場合、支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)の別紙2「換算シート(kg $\Rightarrow$ m^3)」を記載してください。
※ホームページに掲載している別紙2「換算シート(kg $\Rightarrow$ m^3)」のエクセルシートに入力すると自動で計算されます。

【補助対象外となるLPガスの用途等について】

Q12:事業所だけでなく寮などで利用しているLPガス代も対象になりますか。

A:寮のように生活用途で利用しているものは対象外となります。
また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」については、対象外となります。

【補助金の振込について】

Q13:補助金が振込まれたら連絡がきますか。

A:振込完了の連絡はしていません。

Q14:申請後、どれくらいで支給されますか。

A:予算に限りがあるため、原則、11月30日の申請受付締切後、各申請者の支援金額を確定してからの入金作業となります。10月中に申請いただいた方も、原則12月以降の入金となります。

Q15:現金での受取はできますか。

A:できません。指定された口座への振込のみとなります。

【その他】

Q16:申請書はどこで入手できますか。

A:尾道市役所のホームページからダウンロードできます。計算が自動でされますので是非ご利用ください。
ダウンロードが難しい場合は尾道市役所本庁舎1階商工課でも配布しています。

Q17:申請書の提出先はどこですか。

A:次の提出先へ送付してください。
提出先 : 〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号 尾道市産業部商工課 商工振興係
また、電子メールでの提出も受け付けています。
E-mail shoko@city.onomichi.hiroshima.jp

Q18:記入方法や提出書類の確認のため窓口に持参したいのですが、対応してくれますか。

A:窓口での相談を希望される場合は、事前にご連絡ください。